「劇場，音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめ（案）」に関する意見募集の実施について

平成２３年１１月１５日
文化庁文化部芸術文化課

文化庁では、平成２２年１２月より、「劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会」において、劇場・音楽堂等の制度的な在り方について審議を重ねてまいりました。

このたび、文化庁では、「劇場，音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめ」をまとめることを予定しており、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【１．案の具体的内容】

→【別添】参照

【２．意見の提出方法】

（１）提出手段　　郵送・ＦＡＸ・電子メール
（電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承ください）

（２）提出期限　　平成２３年１２月６日（火）１８：１５　必着

（３）宛先

住所：〒１００－８９５９　東京都千代田区霞ヶ関３－２－２
文化庁文化部芸術文化課企画調査係　宛
ＦＡＸ番号：０３－６７３４－３８１４
電子メールアドレス：geibun@bunka.go.jp
（判別のため、件名は【劇場，音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめへの意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい）

【３．意見提出様式】

以下の項目に沿って、御意見を御記入下さい。記入項目を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がございますのであらかじめ御了承願います。

「劇場，音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめへの意見」
・氏名
・性別、年齢
・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
・住所
・電話番号
・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（１枚１意見、１メール１意見としてください。）

【４．備考】

① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（文化庁文化部芸術文化課）